

## 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における 貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱い

国土交通省 令和3年4月14日

<https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2021/04/corona20210422jta.pdf>

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを、令和4年2月末までに全国民に提供できる体制を整備しておりますが、事業用自動車のみではワクチンの輸送力の確保が困難となることが予想されるため、令和3年4月19日から令和4年2月28日までの間に限りレンタカー使用を認めることとしましたのでお知らせします。

### 1. 使用するレンタカーについては、次のとおり取扱いする

(1) 当該事前届出書等の受理にあたっては、次の事項について確認する。

- ①新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等（ワクチン及びそれに付随するもの）の輸送の用に供せられる車両であることを記載
- ②自動車車庫の確保の状況
- ③乗務員の確保の状況
- ④運行管理者及び整備管理者の選任状況
- ⑤一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況

(2) 当該事前届出等については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記  
（これをもって減車の事前届出を省略）

### 2. レンタカーの借受け期間は14日を超えてはならないものとする

期間中に複数回届出等を行う場合は、1つの事前届出書等でまとめて届出等ができる  
（増車（減車）実施予定日については、それぞれの期間を分けて記載）